

審 査 基 準

A - a - 26
令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第1項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第10条の2第2項（認定申請の手続） 添付書類府令第21条において準用する第5条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 規則第92条において準用する第24条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）、第93条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準： 法第31条の23において準用する第10条の2第1項第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話052-951-1611 内線3184)
備 考： 「風営適正化法」及び「法」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を指す。 「添付書類府令」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）を指す。 「規則」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）を指す。 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年5月30日 警察庁生活安全局）第16及び第26を参照すること。